⑵　（控除）自己収入等				
授業料収益	△ 644,723,489			
入学料収益	△ 98,181,500			
検定料収益	△ 30,291,500			
受託研究収益	△ 756,173			
共同研究収益	△ 100,000			
受託事業等収益	△ 13,457,273			
寄附金収益	△ 21,354,474			
財務収益	△ 2,941			
雑益	△ 56,684,168			
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 38,362,467			
資産見返寄附金戻入	△ 2,464,361	△ 906,378,346		
業務費用合計				2,598,027,273
Ⅱ　損益外減価償却等相当額				276,148,750
損益外減価償却相当額		276,148,750		
損益外固定資産除売却相当額		—		
Ⅲ　損益外減損損失相当額				—
Ⅳ　損益外利息費用相当額				—
Ⅴ　引当外賞与増加見積額			△	5,209,250
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△	79,881,328
Ⅶ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	—			
政府出資の機会費用	9,750,165			9,750,165
Ⅷ　（控除）国庫納付額				—
Ⅸ　国立大学法人等の業務実施コスト				2,798,835,610

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、特別教育研究経費及び特殊要因経費に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

また、国立大学法人奈良教育大学業務達成基準取扱要領に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　物	５年～50年
構築物	５年～60年
工具器具備品	３年～８年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準（以下「基準」という。）第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却等累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

⑶　受託研究等収入により購入した償却資産については研究期間を耐用年数としている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への退職一時金の支払いに備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額により計上している。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額は、基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券は、償却原価法（定額法）を採用している。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券が公表する第346回国債の平成29年３月31日利回りを参考に0.065％で計算している。

⑵　引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員にかかるものは、△12,907,137円となっている。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が50万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。